

通級による指導の手引

平成 20 年 4 月

秋 田 県 教 育 委 員 会

はじめに

平成19年度、関係法令の改正整備により特別支援教育が本格実施となりました。その背景にある、障害観・人間観も世界的な規模で大きく変化しています。先頃国連が採択し、公開された「障害者の権利条約」が、日本でも署名され法制度の改正も研究されています。最終的にはインクルージョン社会を理想とする方向にあるとも言えるでしょう。今後の学習指導要領の改訂においても、ICFの理念を取り入れた教育課程編成の考え方が示されるものと思われます。こうした潮流にあって、実際に特別支援教育を実施する各学校の取り組みは、児童生徒の将来にわたるQOLの向上の意味においても、日々大きな責任を果たしていると言ってよいでしょう。

本県における「通級による指導」は平成5年度に始まって以来、年々その充実を見ております。その間、対象となる障害の種類や程度の見直し等を経て、平成18年度からは、言語のほかに、LD等の通級指導教室を8校に設置するに至りました。平成19年度は、それが10校に拡大され、対象児童数も48人から95人と倍増しました。従来からの言語通級と合わせると、全県で270人の児童が指導を受けています。今後もますます通級による指導のニーズは高まるものと思われ、一層の充実が求められています。

今回の本手引の改訂は、平成15年以来となります。特別支援教育への様々な改正の趣旨に沿ったものとする事、また、指導時間についても授業時数の標準を弾力的に扱う事など、これまでの変化を踏まえ、より実地的な活用につながる事をねらっています。

特別支援教育の基本的な考え方が十分に理解され、それがすべての教育の場において共通のものとして定着することで通級指導教室の役割もまた確固たるものとなるでしょう。本手引が十分に活用され、本県特別支援教育の充実に資することを願っています。

平成20年4月

秋田県教育庁特別支援教育課

課長 宮澤 知 明

目 次

－ はじめに －

第1章 通級による指導の概要	1
1 「通級による指導」とは	1
2 通級による特別の指導の場	1
3 通級による指導の対象となる児童生徒	2
第2章 通級による指導の運営	5
1 就学指導	5
2 教育課程	5
3 特別な指導の具体的な内容及び時数	6
4 指導計画の活用と記録の管理及び指導要録の取扱い	8
5 通級による指導実施上の留意事項	8
第3章 秋田県通級による指導実施要綱	1 1
1 自校通級実施要綱	1 1
2 他校通級実施要綱（同一市町村の場合）	1 2
3 他校通級実施要綱（市町村が異なる場合及び特別支援学校の場合）	1 4
第4章 通級による指導の手続き	1 6
1 通級による指導の開始から終了までの手順と通知等について	1 6
2 通知等の様式例	1 9
<参考資料>	
資料1 学校教育法施行規則の一部改正等について（通達）	2 9
資料2 学校教育法施行規則の一部改正等について（通知）	3 2
資料3 障害のある児童生徒の就学について（通知）	3 5
資料4 通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）	4 2
参考図書 《改訂版》通級による指導の手引	4 4

第 1 章 通級による指導の概要

1 「通級による指導」とは

「通級による指導」は小・中学校の通常の学級に在籍する軽度の障害のある児童生徒が、各教科等は通常の学級で指導を受けながら、障害に基づく種々の困難を改善・克服するための特別な指導を通級指導教室などの特別の指導の場で受ける教育の形態をいいます。学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条に基づき行われています。

児童生徒は通常の学級に在籍しているので、通級指導教室に通うために学籍を移動する必要はありません。また、他の学校に通ってこの指導を受ける場合は、在学校の校長がその授業を自校の授業とみなすことができることとされています。

2 通級による特別の指導の場

通級による指導を行う特別の指導の場としては、主に次の 3 つがあります。

(1) 通級指導教室

本県では、平成 20 年度、主に言語障害を対象とする通級指導教室を 14 校に、主に学習障害や注意欠陥多動性障害を対象とする通級指導教室を 11 校に設置しています。

鹿角市立花輪小学校（言）	大館市立桂城小学校（言・学）
北秋田市立鷹巣小学校（言・学）	能代市立淳城南小学校（言・学）
男鹿市立船川第一小学校（言）	秋田市立中通小学校（言・学）
秋田市立旭南小学校（言）	秋田市立土崎小学校（言・学）
由利本荘市立鶴舞小学校（言・学）	にかほ市立象潟小学校（言）
大仙市立花館小学校（言・学）	仙北市立角館小学校（言・学）
横手市立朝倉小学校（言・学）	湯沢市立湯沢西小学校（言・学）
横手市立鳳中学校（学）	

(2) 特別支援学級（知的障害特別支援学級を除く）

(3) 特別支援学校（知的障害者に対応する特別支援学校を除く）

本県では、平成 20 年度、盲学校（サテライト教室）、聾学校（サテライト教室）、ゆり養護学校（由利組合総合病院院内学級）に設置しています。

※1) (2) 特別支援学級、(3) 特別支援学校では、在籍している児童生徒が日常的に指導を受けていますので、通級による指導を受ける場合には、担任の空き時間を利用するなど、受入れや指導時間等について事前に協議することが必要です。

※2) 一般に、通級による指導を受けることができる学校を「通級指導校」、児童生徒が在学している学校を「在学学校」と呼んでいます。

また、在学学校に通級指導教室等があり、校内で通級することを「自校通級」、通級指導教室を設置していない他の学校及び他市町村から通級することを「他校通級」と呼んでいます。

(4) 巡回による指導

通級による指導の一形態として、場合によっては、通級指導担当教員が、本務となる学校以外の学校において通級による指導を行うこともできます。ただし、その場合には、各教育委員会において、当該教員について、複数校兼務の兼務発令を行ったり、非常勤講師の任命を行ったりするなどして、通級による指導を行う学校における身分扱いを明確にする必要があります。

3 通級による指導の対象となる児童生徒

通級による指導の対象となる児童生徒は、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒です。対象となるかどうかの判断に当たっては、個々の児童生徒について、障害の状態や改善の見通し、通常の学級における学習状況等を十分考慮する必要があります。

平成14年5月27日付14文科初第291号「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（資料3参照）及び平成18年3月31日付17文科初第1178号「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）」（資料4参照）の内容をまとめると、通級による指導の対象となる障害の種類及び程度は、次のとおりです。

(1) 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、そのほかこれに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(2) 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(3) 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(4) 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(5) 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(6) 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(7) 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(8) 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

第2章 通級による指導の運営

1 就学指導

(1) 通級による指導の対象となる児童生徒の判断

指導の対象となる児童生徒（就学予定者のうち、通級による指導を受けさせることが必要な者を含む）については、乳幼児健診、就学時健診や各学校の健康診断時の諸検査及び幼稚園・保育所等の実態調査などで把握されます。また、学級担任の日常の授業の中で、あるいは県総合教育センターや特別支援教育地域センター等の教育相談において把握されることもあります。

通級による指導の対象とすることが適当な児童生徒の判断に当たっては、保護者の意見を聴いた上で、特別支援教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき、教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行い、適正を期することが必要です。また、医学的な診断の有無によってのみ、教育的な対応を決定することがないように留意する必要があります。

その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導を受けるために要する時間などを十分に考慮することが必要です。

なお、学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通常の学級において、教員の適切な配慮やチーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により対応することが適切である場合も多くあります。

(2) 通級による指導の開始及び終了

通級による指導は、通級による指導の必要が認められた場合に開始となりますので、年度途中でも通級は可能です。その際は、市町村等教育委員会や指導を受ける通級指導教室との協議をし、指導時間の調整が必要になります。

また、障害の状態が改善されるなど、通級による指導の必要がなくなった場合には、年度途中で終了することもあります。

2 教育課程

(1) 通級による指導の教育課程の取扱い

通級による指導は、学校教育の一環として教育課程に位置付けられています。具体的には、対象児童生徒の在学校の校長が、通級指導教室における指導の時数を自校の授業と見なすことができるということです。このような教育課程の取扱いにつ

いては、学校教育法施行規則に定められていますが、その趣旨をまとめると次のようになります。

小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害がある児童生徒に対して通級による指導を行う場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができる。

＜学校教育法施行規則第140条関係＞

児童生徒が、その在籍する学校以外の学校において通級による指導を受ける場合（いわゆる他校通級の場合）、当該児童生徒が在籍する学校の校長が、他の学校で受けた授業を、当該在籍小・中学校の特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

＜学校教育法施行規則第141条関係＞

（２） 特別の教育課程

特別の教育課程を編成し、障害に基づく種々の困難の改善・克服を目的とする指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にします。

また、通級による指導対象児童生徒が在籍する通常の学級の教育課程の一部を通級による指導の時間に替えるか、在籍する通常の学級の教育課程に通級による指導の時間を加えることができます。

3 特別な指導の具体的な内容及び時数

（１） 指導内容

障害に応じた特別な指導とは、障害の状態の改善・克服を目的とする指導、すなわち自立活動を指しています。また、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導、いわゆる各教科の補充指導を含みます。

例えば、言語障害に対応した指導内容としては、

- 正しい音の認知や模倣
- 構音器官の運動の調整
- 発音・発語の指導
- 話しことばの流ちょう性を改善する指導
- 遊びや日常生活の体験と結びつけた言語機能の基礎的指導

- 話すことに対する意欲を高める指導
- カウンセリング

等、ことばに関する指導の他、自分の考えをまとめ、他人に伝えることに困難な面があるため、国語など関係する教科の補充指導が必要になる場合もあります。

(2) 授業時数

特別の指導を行う場合の授業時数は、自立活動の指導と各教科の補充指導を合わせて、年間35～280単位時間の範囲で行うことが標準となっています。また、学習障害及び注意欠陥多動性障害の児童生徒については、年間10～280単位時間の範囲で行うことを標準としています。

障害の状態に応じて適切な指導及び必要な支援を行う観点から、通級による指導の授業時数の標準としては、これらの指導を合計した年間の授業時数の標準のみを定めることとし、これを年間35単位時間から280単位時間までとすること。

また、新たに通級による指導の対象となる学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、月1単位時間程度の指導も十分な教育的効果が認められる場合があることから、これらの児童生徒に対して通級による指導を行う場合の授業時数の標準については、年間10単位時間から280単位時間までとすること。

<平成18年3月31日付 学校教育法施行規則の一部改正等について（通知）>

(3) 指導時間等に関する配慮事項

指導時間や時間帯については、学校や地域、児童生徒のニーズ、指導内容等を考慮しながら適切に定めることが必要です。また、時間帯の偏りや児童生徒の負担過重にならないよう配慮が必要です。

(4) 指導の形態

通級による指導は、自立活動が中心となるため、個別指導が中心となりますが、障害の程度や年齢、学習の状況が同じ程度であったり、教科の補充指導を行ったりする場合において、必要に応じてグループ指導を組み合わせたりすることが適当です。

4 指導計画の活用と記録の管理及び指導要録の取扱い

(1) 個別の指導計画及び個別の教育支援計画

必要に応じて個別の指導計画を作成し、児童生徒一人一人の指導目標や指導内容・方法を明確化することは、個に応じたきめ細かな指導を行う上で有効です。また、個別の教育支援計画を活用することは、適切な指導及び必要な支援を行う上で有効です。これらは、保護者の意見を十分に反映させながら、在学している学校と通級指導担当教員が連携して作成・策定します。

(2) 通級による指導の記録

公簿として位置付けられたものではありませんが、「学校教育法施行規則の一部改正等について（通達）」（平成5年1月28日：資料1参照）の留意事項にも示されているように、その作成や適正な管理が求められており、指導要録などの公簿に準じるものとして取扱うべきです。

他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行っている学校にあっても、当該児童生徒を自校の児童生徒と同様に責任をもって指導するとともに、通級による指導の記録を作成することが必要です。

作成に当たっては、当該児童生徒の氏名、在学している学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を記載し、適正に管理します。また、当該児童生徒が在学する学校に対して、当該記録の写しを通知し、在学における教育にも役立てるようにします。

(3) 指導要録

通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録の様式2「指導に関する記録」の〔総合所見及び指導上参考となる諸事項〕の項目に、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を記入します。

5 通級による指導実施上の留意事項

(1) 通級指導教室と児童生徒在学学校との連携

通級指導担当教員と児童生徒が在学する学校関係者によるケース会議等を開催し、当該児童生徒の教育について十分に協議するとともに、指導の成果を通常の学級の指導においても十分に生かせるようにするなど、両者の連携協力が図られるように十分に配慮することが必要です。特に、他校通級の場合は、通級による指導の担当教員が、当該児童生徒の日々の学習の様子を把握するために、児童生徒の在学学校を訪問することも必要と考えられます。

(2) 通級指導教室を設置する学校や地域における支援体制

通級指導教室を設置する学校は、担当教員が通級による指導を充実させることができるよう、学校経営の重要な項目として位置付ける必要があります。また、他校通級児童生徒が放課後の通級による指導を希望する傾向があることから、校務分掌等における担当教員の負担軽減にも配慮が必要です。

通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、必要とされる指導内容及び授業時数を含め、その必要性を検討するなど校内支援体制との連携協力を図るとともに、秋田県教育委員会に設けられた「専門家・支援チーム」や巡回相談、特別支援連携協議会など各地域における支援体制の活用を進めることが重要です。

(3) 学校の設置者間の連携

同一町村に通級指導教室がない場合には、他市町の通級指導教室を設置する学校に通級することになります。学校の設置者が異なることとなりますので、双方の学校設置者間の協議も必要です。

また、通知等事務手続きについても適切に行われなければなりません。

(4) 通級による指導を受ける場合の通学に要する時間の取扱い

他校通級の場合には、通学に要する時間がかかりますが、この時間は通級による指導の時間には含めることができないので留意しなければなりません。

(5) 通級に要する交通費や通級途中の児童生徒の事故等への対応

通級による指導は、正規の教育課程に位置付けられていますので、他の学校の「通級指導教室」に通学するために必要な交通費は、就学奨励費の補助対象となります。

また、他校通級は、当該児童生徒が在学する学校の正規の教育課程に位置付けられていますので、そのための通学は、学校の管理下にあることを示します。したがって、他校通級の途中で事故については、災害共済給付を受けることができます。

(6) 他校通級の場合の保護者の付添い

通級途中の事故を防ぐため、保護者の付添いが望ましいでしょう。ただし、児童生徒の実態や家庭の状況等により、一人で通級する際には、保護者をはじめ、関係者で十分な話し合いをもつことが必要です。

6 その他

(1) 担当する児童生徒（重複障害等への対応）

通級による指導を担当する教員は、基本的には、1178号通知又は291号通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなりますが、近年の障害の多様化を踏まえ、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性、個々の児童生徒の障害の状態等に応じて、通級による指導として教育上効果的な指導が実施できる場合には、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができます。

(2) 対象が中学生や幼児の場合の対応

中学生の通級による指導は、中学校の教育課程の一環として、中学校において中学校の教員により行われるものです。しかし、秋田県では、現在、通級指導教室を設置している学校の多くが小学校であることから、小学校の「通級指導教室」において、中学生を対象とした通級指導を実施することができます。その場合には、当該小学校の通級指導担当教員が小学校と中学校の教員免許状を有していることを前提に、中学校の教員として兼務発令を行なった上で、当該教員が小学校と中学校を兼務して実施することになります。

また、幼児はこの指導の対象とはなりませんが、幼児期における早期発見、早期対応を目的として、通級指導担当教員が幼児の教育相談に応じるなど、教育サービスとして行なっているケースがあります。

(3) 種々の理由により定期的に通級できない児童生徒への対応

1か月～3か月、または学期に1回程度の教育相談を行い、児童生徒の様子を観察しながら、家庭でできることや気をつけてほしいことなどを話し合っているケースもあります。また、来室ができない場合には、電話での相談に応じている教室もあります。

学校行事などで通級による指導を受けることができない時は、事前にその理由を通級指導教室担当教員に話し、調整することが望ましいでしょう。

第3章 秋田県通級による指導実施要綱

次に示すのは、本県通級による指導実施要綱です。各市町村等教育委員会においては、この要綱を参考にして、通級による指導の充実と適切な事務処理に努めるようにしてください。

なお、児童生徒が自校（在学）において通級による指導を受ける場合には「1 自校通級実施要綱」を、児童生徒が同一市町村内の他の（在学以外の）学校において通級による指導を受ける場合には「2 他校通級実施要綱（同一市町村の場合）」を、児童生徒が他の市町村立の学校か特別支援学校において通級による指導を受ける場合には「3 他校通級実施要綱（市町村が異なる場合及び特別支援学校の場合）」を参考にしてください。

1 自校通級実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第141条の規定に基づき、小学校又は中学校に在学する児童又は生徒に対して、当該児童又は生徒が在学する学校において通級による指導を行う場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

（通級による指導の通知等）

第2条 校長は、児童又は生徒に通級による指導を受けさせる必要があるときは、市町村等教育委員会に対し、その旨を通知するものとする。

2 市町村等教育委員会は、前項の通知を受けた児童又は生徒（就学予定者のうち、通級による指導を受けさせることが必要なものを含む）について、通級による指導を受けさせることが適当と認めるときは、当該児童又は生徒の氏名及び通級による指導を行う学校名を校長に通知するものとする。

3 前項の通知に当たっては、市町村等教育委員会は市町村等就学指導委員会等の意見を聴取するものとする。

（特別の教育課程の編成等）

第3条 校長は、前条第2項の通知を受けたときは、当該児童又は生徒に係る特別の教育課程を編成し、市町村等教育委員会に通知するものとする。

(保護者への通知)

第4条 市町村等教育委員会は、前条の通知を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者に対し、通級による指導を行う日時など必要な事項を通知するものとする。

(通級による指導の終了)

第5条 校長は、通級による指導を受けている児童又は生徒について、当該指導を受けさせる必要がなくなったものと判断するときは、市町村等教育委員会に対し、その旨を通知するものとする。

2 市町村等教育委員会は、前項の通知を受けた児童又は生徒について、通級による指導を受けさせる必要がないと認めるときは、校長及び児童又は生徒の保護者に対し、その旨を通知するものとする。

3 前項の通知に当たっては、市町村等教育委員会は、あらかじめ市町村等就学指導委員会等の意見を聴取するものとする。

(雑則)

第6条 その他、通級による指導を行う場合の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成5年4月1日から施行する。

この要綱は平成13年1月6日から施行する。

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

2 他校通級実施要綱（同一市町村の場合）

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第141条の規定に基づき、小学校又は中学校に在学する児童又は生徒に対して、当該児童又は生徒が在学する小学校又は中学校の設置者と同じ市町村等が設置する他の小学校又は中学校（以下「小学校等」という）において通級による指導を行う場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(通級による指導の通知等)

第2条 校長は、児童又は生徒に他の小学校等で通級による指導を受けさせる必要があるときは、市町村等教育委員会に対し、その旨を通知するものとする。

- 2 市町村等教育委員会は、前項の通知を受けた児童又は生徒（就学予定者のうち、就学すべき小学校又は中学校以外の他の小学校等において通級による指導を受けさせることが必要なものを含む）について、通級による指導を受けさせることが適当と認めるときは、当該児童又は生徒の氏名及び通級による指導を受けさせる学校（以下「通級指導校」という）を、当該児童又は生徒が在学する学校（以下「在学学校」という）の校長に通知するものとする。
- 3 前項の通知に当たっては、市町村等教育委員会は、あらかじめ市町村等就学指導委員会等の意見を聴取するものとする。
- 4 市町村等教育委員会は、第2項の通知と同時に、通級指導校に対し、当該児童又は生徒の氏名及び在学学校を通知するものとする。

（特別の教育課程の編成等）

- 第3条 在学学校及び通級指導校の校長は、前条第2項及び第4項の通知を受けたときは、当該児童又は生徒に係る教育課程の編成について協議するものとする。
- 2 通級指導校の校長は、前項の協議が終了したときは、当該児童又は生徒に係る当該学校における指導内容及び指導時間を、在学学校の校長に通知するものとする。
 - 3 在学学校の校長は、前項の通知を受けたときは、速やかに、当該児童又は生徒に係る特別の教育課程を編成し、市町村等教育委員会に通知するものとする。

（保護者への通知）

- 第4条 市町村等教育委員会は、前条第3項の通知を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者に対し、通級指導校及び通級による指導を行う日時など必要な事項を通知するものとする。

（通級による指導の終了）

- 第5条 在学学校の校長は、他の小学校等において通級による指導を受けている児童又は生徒について、通級指導校の校長の意見を聴いた上で、当該指導を受けさせる必要がなくなったものと判断するときは、市町村等教育委員会に対し、その旨を通知するものとする。
- 2 市町村等教育委員会は、前項の通知を受けた児童又は生徒について、通級による指導を受けさせる必要がないと認めるときは、通級指導校及び在学学校の校長並びに児童又は生徒の保護者に対し、その旨を通知するものとする。
 - 3 前項の通知に当たっては、市町村等教育委員会は、あらかじめ市町村等就学指導委員会等の意見を聴取するものとする。

(雑則)

第6条 その他、通級による指導を行う場合の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成5年4月1日から施行する。

この要綱は平成13年1月6日から施行する。

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

3 他校通級実施要綱（市町村が異なる場合及び特別支援学校の場合）

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第141条の規定に基づき、小学校又は中学校に在学する児童又は生徒に対して、当該児童又は生徒が在学する小学校又は中学校の設置者と異なる市町村等が設置する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部（以下「小学校等」という）において通級による指導を行う場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(通級による指導の通知等)

第2条 校長は、児童又は生徒に他の小学校等で通級による指導を受けさせる必要があるときは、市町村等教育委員会に対し、その旨を通知するものとする。

2 市町村等教育委員会は、前項の通知を受けた児童又は生徒（就学予定者のうち、就学すべき小学校又は中学校以外の他の小学校等において通級による指導を受けさせることが必要なものを含む）について、他の市町村等が設置する小学校等において通級による指導を受けさせることが適当と認めるときは、あらかじめ当該他の市町村等教育委員会（以下「他市町村等教育委員会」という）と協議した上で、当該児童又は生徒の氏名及び通級による指導を受けさせる学校（以下「通級指導校」という）を、当該児童又は生徒が在学する学校（以下「在学学校」という）の校長に通知するものとする。

3 前項の通知に当たっては、市町村等教育委員会は、あらかじめ市町村等就学指導委員会等の意見を聴取するものとする。

4 市町村等教育委員会は、第2項の通知と同時に、他市町村等教育委員会及び通級指導校に対し、当該児童又は生徒の氏名及び在学学校を通知するものとする。

(特別の教育課程の編成等)

第3条 他市町村等教育委員会は、前条第4項の通知を受けたときは、在学校の校長の意見を聴いた上で、当該児童又は生徒に係る教育課程の編成について、市町村等教育委員会及び通級指導校の校長と協議するものとする。

2 通級指導校の校長は、前項の協議が終了したときは、当該児童又は生徒に係る通級指導校における指導内容及び指導時間を、在学校の校長に通知するものとする。

3 在学校の校長は、前項の通知を受けたときは、速やかに、当該児童又は生徒に係る特別の教育課程を編成し、市町村等教育委員会に通知するものとする。

(保護者への通知)

第4条 市町村等教育委員会は、前条第3項の通知を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者に対し、通級指導校及び通級による指導を行う日時など必要な事項を通知するものとする。

(通級による指導の終了)

第5条 在学校の校長は、他の小学校等において通級による指導を受けている児童又は生徒について、通級指導校の校長の意見を聴いた上で、当該指導を受けさせる必要がなくなったものと判断するときは、市町村等教育委員会に対し、その旨を通知するものとする。

2 市町村等教育委員会は、前項の通知を受けた児童又は生徒について、通級による指導を受けさせる必要がないと認めるときは、他市町村等教育委員会、通級指導校及び在学校の校長並びに当該児童又は生徒の保護者に対し、その旨を通知するものとする。

3 前項の通知に当たっては、市町村等教育委員会は、あらかじめ市町村等就学指導委員会等の意見を聴取するものとする。

(雑則)

第6条 その他、通級による指導を行う場合の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成5年4月1日から施行する。

この要綱は平成13年1月6日から施行する。

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

第 4 章 通級による指導の手続き

次に示すのは、秋田県通級による指導実施要綱をもとにした、通級による指導の開始から終了までの手順と通知の様式例です。各市町村等教育委員会においては、これらを参考にし、通級による指導の充実と適切な事務処理に努めるようにしてください。

1 通級による指導の開始から終了までの手順と通知等について

(1) 手順と通知等の種類

下表の手順と通知等の種類にしたがって進めます。

(2) 通知等の送付者と受取者

下表に示したとおりです。表に示した在学学校等の名称については、次のようになります。

- ① 在学学校・対象児童生徒が在学する学校
- ② 通級指導校・対象児童生徒が通級による指導を受ける学校
- ③ 市町村等教育委員会・対象児童生徒の在学学校を設置する教育委員会

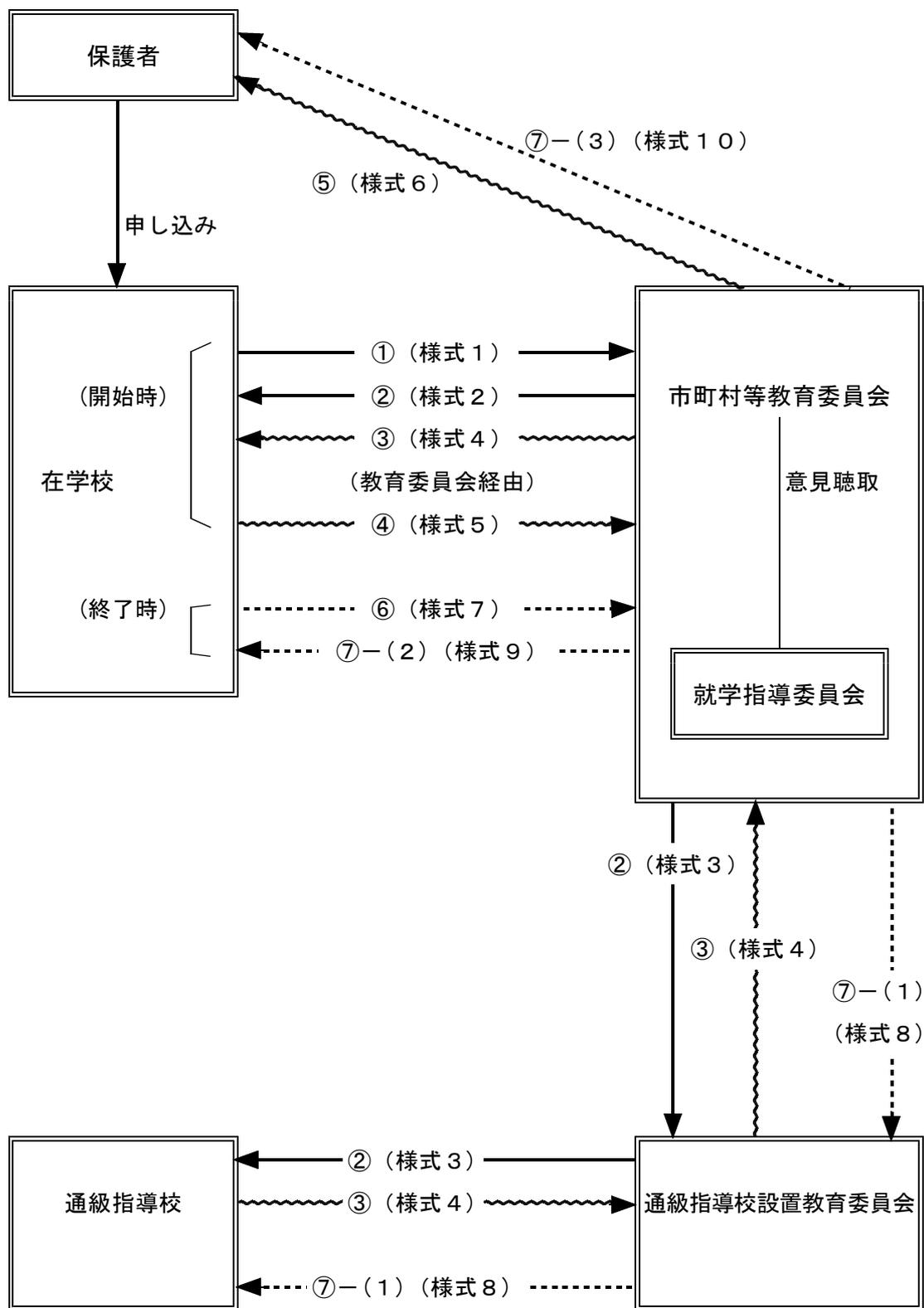
なお、児童生徒が他の市町村の小・中学校や特別支援学校において通級による指導を受ける場合には、通級による指導を実施する学校の設置者である教育委員会との事前協議を行うとともに、事務手続きに際しても当該教育委員会を経由して行う必要があります。その際の通知の様式については、様式例を参照してください。

(通級指導校が特別支援学校の場合も、通級指導校設置教育委員会を秋田県教育委員会として、同様に手続きします。)

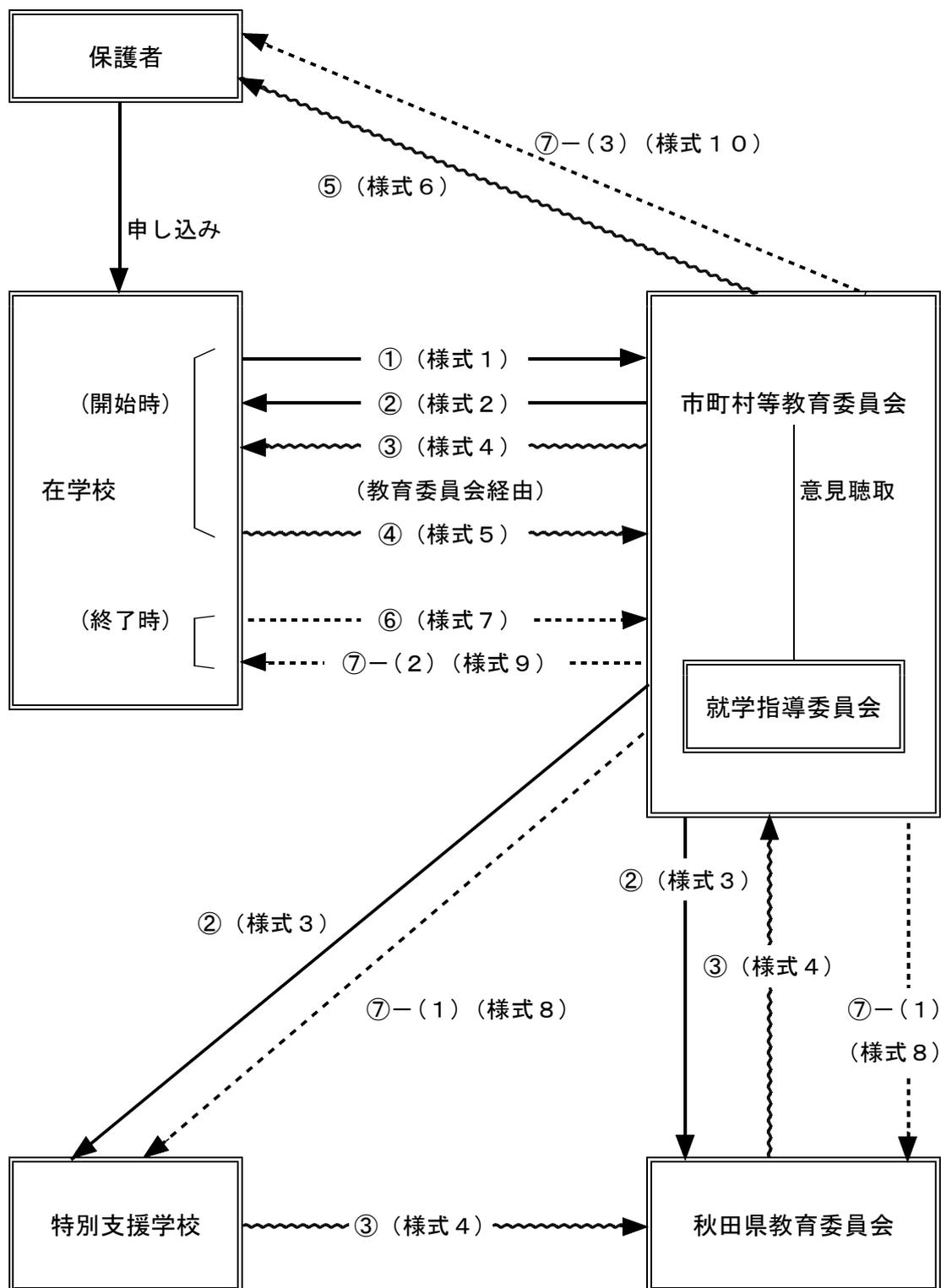
手順	通知等の種類	通知等の送付者と受取者		様式例
①	対象児童生徒の通知	在学学校→市町村等教育委員会		1
②	通級指導校の通知	市町村等教育委員会	→在学学校	2
	氏名・在学学校の通知		→通級指導校設置教育委員会・通級指導校	3
③	指導内容・時間の通知	通級指導校→在学学校		4
④	教育課程編成の通知	在学学校→市町村等教育委員会		5
⑤	保護者への通知	市町村等教育委員会→保護者		6
⑥	指導終了予定の通知	在学学校→市町村等教育委員会		7
⑦	指導終了の通知(1)	市町村等教育委員会	→通級指導校設置教育委員会・通級指導校	8
	指導終了の通知(2)		→在学学校	9
	指導終了の通知(3)		→保護者	10

なお、自校通級の場合には、様式例3、4、8による手続きは必要ありません。

〈他校通級の手続きについて（市町村が異なる場合）〉



〈他校通級の手続きについて（特別支援学校の場合）〉



2 通知等の様式例

【様式例 1】 対象児童生徒の通知 <在学校→市町村等教育委員会>

文 書 番 号
平成 年 月 日

(市町村等) 教育委員会教育長 様

(在学校) 長 印

通級による指導が必要な児童（生徒）について（通知）

次の児童（生徒）は、通級による指導を受けることが適当と思われるので、実施要綱第2条第1項の規定により通知します。

フリガナ 児童（生徒） 氏 名	年 月 日生 (歳 月)	性 別	
		学 年	
		保護者名	
保護者の住所			
障害の状況			

【様式例 2】 通級指導校の通知

＜市町村等教育委員会→在学校＞

文 書 番 号
平成 年 月 日

(在学校) 長 様

(市町村等) 教育委員会教育長 印

通級による指導が必要な児童（生徒）について（通知）

平成 年 月 日付け、(文書番号) で通知のありました次の児童（生徒）は、
通級による指導を受けることが適当であるので、実施要綱第 2 条第 2 項の規定により通知
します。

フリガナ 児童（生徒） 氏 名	年 月 日生 (歳 月)	性 別	
		学 年	
		保護者名	
通級による指導を行う学校名			
障害の状況			
就学指導委員 会等の意見			

【様式例 3】 対象児童生徒の氏名・在学校の通知

＜市町村等教育委員会→通級指導校設置教育委員会・通級指導校＞

文 書 番 号
平成 年 月 日

(通級指導校設置) 教育委員会教育長

(通 級 指 導 校) 長 様

(市町村等) 教育委員会教育長 印

通級による指導を受ける児童（生徒）について（通知）

次の児童（生徒）は、通級による指導を受けることが適当であるので、実施要綱第2条第4項の規定により通知します。

つきましては、指導についてよろしくお取り計らい願います。

フリガナ 児童（生徒） 氏 名	年 月 日生 (歳 月)	性 別	
		学 年	
		保護者名	
保護者の住所			
在 学 校 名			
障 害 の 状 況			

※ 自校通級の場合は、当該手続きは不要。

文 書 番 号
平成 年 月 日

(在學校) 長 様

(通級指導校) 長 印

(通級指導校設置) 教育委員会教育長 印

(月 日經由)

(市町村等) 教育委員会教育長 印

(月 日經由)

通級による指導を受ける児童（生徒）の教育課程等について（通知）

通級による指導を受ける次の児童（生徒）の指導内容及び指導時間等を、実施要綱第3条第2項の規定により、次の通り通知します。

つきましては、特別の教育課程の編成等についてよろしくお取り計らい願います。

フリガナ 児童 (生徒) 氏名		性別		学年	
指導内容					
指導の曜日 指導時間等	※ 巡回による指導の場合は、指導場所も記入。				

※ 自校通級の場合は、当該手続きは不要。

文 書 番 号
平成 年 月 日

(市町村等) 教育委員会教育長 様

(在学) 長 印

通級による指導を受ける児童（生徒）の教育課程について（通知）

平成 年 月 日付け、(文書番号) で通知のありました次の児童（生徒）の特別の教育課程の編成等について、実施要綱第3条第3項の規定により通知します。

フリガナ 児童 (生徒) 氏名		性別		学年	
指導内容					
指導の曜日 指導時間等	※ 巡回による指導の場合は、指導場所も記入。				

※ 自校通級の場合は、実施要綱第3条第3項の部分が、実施要綱第3条となる。

【様式例 6】 保護者への通知 <市町村等教育委員会→保護者>

文 書 番 号
平成 年 月 日

(保護者) 様

(市町村等) 教育委員会教育長 印

通級による指導について (通知)

次の児童 (生徒) の通級による指導の日時等について、実施要綱第 4 条の規定により通知します。

なお、通級に当たっては、事故等のないよう安全面への配慮をよろしくお願いします。

フリガナ 児童 (生徒) 氏 名		性 別	
		学 年	
在学する学校			
通級指導校			
指導開始日・ 指導日時等	※ 巡回による指導の場合は、指導場所も記入。		

文 書 番 号
平成 年 月 日

(市町村等) 教育委員会教育長 様

(在学校) 長 印

通級による指導の終了について (通知)

次の児童 (生徒) の通級による指導の終了について、実施要綱第 5 条第 1 項の規定により通知します。

フリガナ 児童 (生徒) 氏 名	年 月 日生	性 別	
		保護者名	
保護者住所			
在 学 校 名		学 年	年
通級による指導 終了の理由			
指導開始年月日		終了予定年月日	

【様式例 8】 通級による指導終了の通知（1）

＜市町村等教育委員会→通級指導校設置教育委員会・通級指導校＞

文 書 番 号

平成 年 月 日

（通級指導校設置）教育委員会教育長

（ 通 級 指 導 校 ） 長 様

（市町村等）教育委員会教育長 印

通級による指導の終了について（通知）

次の児童（生徒）の通級による指導の終了について、実施要綱第5条第2項の規定により通知します。

フリガナ 児童（生徒） 氏 名	年 月 日生	性 別	
		保護者名	
保護者住所			
在 学 校 名		学 年	年
通級指導校名			
通級による指導終了の理由			
就学指導委員会等の意見			
指導開始年月日		終了年月日	

※ 自校通級の場合は、当該手続きは不要。

【様式例 9】 通級による指導の終了の通知（2） <市町村等教育委員会→在学校>

文 書 番 号
平成 年 月 日

（在学校）長 様

（市町村等）教育委員会教育長 印

通級による指導の終了について（通知）

次の児童（生徒）の通級による指導の終了について、実施要綱第5条第2項の規定により通知します。

フリガナ 児童（生徒） 氏 名	年 月 日生	性 別	
		保護者名	
保護者住所			
在 学 校 名		学 年	年
通級による指導終了の理由			
就学指導委員会等の意見			
指導開始年月日		終了年月日	

【様式例 10】 通級による指導終了の通知（3） <市町村等教育委員会→保護者>

文 書 番 号
平成 年 月 日

（保護者）様

（市町村等）教育委員会教育長 印

通級による指導の終了について（通知）

次の児童（生徒）に対しては、通級による指導を終了させることにしましたので、実施要綱第5条第2項の規定により通知します。

フリガナ 児童（生徒） 氏 名	年 月 日生	性 別	
		年 齢	
		学 年	
在 学 校 名			
通級指導校名			
通級による指導終了の理由			
就学指導委員会等の意見			
指導開始年月日		終了年月日	

資料 1

文初特第 278 号

平成 5 年 1 月 28 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国立大学長 殿
国立久里浜養護学校長

文部省初等中等教育局長

野 崎 弘

学校教育法施行規則の一部改正等について（通達）

このたび、別添 1 のとおり、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が、平成 5 年 1 月 28 日文部省令第 1 号をもって公布され、平成 5 年 4 月 1 日から施行されることになりました。また、別添 2 のとおり、「学校教育法施行規則第 73 条の 2 第 1 項の規定による特別の教育課程」が平成 5 年 1 月 28 日文部省告示第 7 号をもって告示され、平成 5 年 4 月 1 日から施行されることになりました。

今回の改正等の趣旨、改正等の内容及び留意事項は、下記のとおりですので、各位におかれては、事務処理上遺漏のないようお願いします。

なお、都道府県教育委員会にあっては、その管下の市町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては、その所轄の私立の小・中学校又は盲・聾・養護学校（高等部のみを設置する学校を除く。）を設置する学校法人等及び当該私立学校に対して、国立大学長にあっては、その管下の学校に対して、この趣旨を徹底されるようお願いします。

記

1 改正等の趣旨

今回の改正等は、小学校又は中学校（以下「小学校等」という。）に在学する心身の障害の程度が比較的軽度な児童生徒に対する指導の一層の充実を図る観点から、小学校等の通常の学級に在籍する心身に軽度な障害がある児童生徒に対して心身の障害に応じて特別の指導の場で行われる特別の指導（以下「通級による指導」という。）を行う場合に、特別の教育課程によることができることとする趣旨であること。

2 改正等の内容

(1) 学校教育法施行規則の一部改正

① 小学校等において、次のアからオに該当する児童生徒（特殊学級の児童生徒を除く。）のうち、当該心身の故障に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができることとしたこと。（第73条の21第1項関係）

ア 言語障害者

イ 情緒障害者

ウ 弱視者

エ 難聴者

オ その他心身に故障のある者で、特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

② 特別の教育課程による場合においては、校長は、児童生徒が、当該学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができることとしたこと。（第73条の22関係）

③ この改正は、平成5年4月1日から施行すること。（附則関係）

(2) 「学校教育法施行規則第73条の21第1項の規定による特別の教育課程」の告示

小学校等において、学校教育法施行規則第73条の21第1項各号の1に該当する児童生徒（特殊学級の児童生徒を除く。）に対し、同項の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次の①及び②に定めるところにより、当該児童生徒の心身の故障に応じた特別の指導を、小学校等の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとしたこと。

① 心身の故障に応じた特別の指導は、心身の故障の状態の改善又は克服を目的とする指導とし、特に必要があるときは、心身の故障の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導（以下「各教科の補充指導」という。）を含むものとしたこと。

② 心身の故障に応じた特別の指導に係る授業時数は、心身の故障の状態の改善又は克服を目的とする指導については、年間35単位時間から105単位時間までを標準とし、当該指導に加え各教科の補充指導を行う場合は、おおむね合計年間280単位時間以内としたこと。

3 留意事項

(1) 通級による指導の対象となる児童生徒の就学指導に当たっては、市町村の就学指導委員会等の意見を聞き、心身の障害の状態及び特性等に応じて適切に行うこと。また、

児童生徒の心身の障害の状態の変化等に応じて、柔軟に教育措置の変更を行うことができるように配慮すること。なお、通級による指導の対象とすることが適当な児童生徒の判断に当たっての留意事項については、別に通知するものであること。

- (2) 通級による指導を受ける児童生徒に係る週当たりの授業時数については、当該児童生徒の心身の状態を十分考慮して負担過重とならないよう配慮すること。
- (3) 学校教育法施行規則第73条の21第1項の規定により特別の教育課程を編成し、心身の障害の状態の改善又は克服を目的とする指導を行う場合には、盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。
- (4) 他の小学校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部において通級による指導を受ける場合の取扱いについては、通級による指導を受ける児童生徒が在学する学校の設置者の定めに従い、適切に行うこと。
- (5) 他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校にあつては、当該児童生徒を自校の児童生徒と同様に責任をもって指導するとともに、通級による指導の記録を作成し、当該児童生徒の氏名、在学している学校名、週当たりの通級による指導に係る授業時数及び指導期間等を記載し、適正に管理すること。また、当該児童生徒が在学する学校に対して、当該記録の写しを通知すること。
- (6) 指導要録の記載に関しては、指導要録の様式2（指導に関する記録）の「指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受ける学校名、週当たりの通級による指導の授業時数及び指導期間を記載すること。また、通級による指導の内容、指導の成果に関しては、必要に応じて、指導要録の様式2（指導に関する記録）の同欄に記載すること。なお、他の学校において通級による指導を受けている場合には、当該学校からの通知に基づき記載すること。
- (7) 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあつては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりするなど、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。
- (8) 通級による指導を受ける児童生徒が在学する小学校等の設置者は、他の設置者が設置する学校において通級による指導を行う場合には、当該児童生徒の教育について、あらかじめ通級による指導を行う学校の設置者と十分に協議を行うこと。
- (9) 教員が、本務となる学校以外の学校において通級による指導を行う場合には、当該教員の身分取扱いを明確にすること。

17文科初第1177号

平成18年3月31日

各都道府県教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長

銭谷真美

学校教育法施行規則の一部改正等について（通知）

このたび、別添1のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成18年文部科学省令第22号）」（以下「改正規則」という。）が、平成18年3月31日に公布され、平成18年4月1日から施行されることとなりました。また、別添2のとおり「学校教育法施行規則第73条の21第1項の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する件（平成18年文部科学省告示第54号）」（以下「改正告示」という。）が、平成18年3月31日に告示され、平成18年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨、内容及び留意事項については、下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人に対して、このことを十分周知されるようお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

- (1) 平成14年に文部科学省が実施した全国実態調査においては、小学校及び中学校の通常の学級において、学習障害（以下「LD」という。）・注意欠陥多動性障害（以下「ADHD」という。）等により学習や行動の面で特別な教育的支援を必要としている児童生徒が約6パーセント程度の割合で在籍している可能性が示されている。こうした状況を踏まえ、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の通常の学級に在籍しているLD又はADHDの児童生徒であって、一部特別な指導を必要とする者

については、適切な指導及び支援の充実を図るため、改正規則による改正前の学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（以下「旧規則」という。）第73条の21に基づく特別の指導（以下「通級による指導」という。）を実施することができることとする必要があること。

あわせて、旧規則第73条の21第2号に規定する情緒障害者については、その障害の原因及び指導法が異なるものが含まれていることから、この分類を見直す必要があること。

- (2) 障害のある児童生徒の状態に応じた指導の一層の充実を図り、障害の多様化に適切に対応するため、通級による指導を行う際の授業時数の標準を弾力化するとともに、LD又はADHDの児童生徒に対して通級による指導を行う際の授業時数の標準を設定する必要があること。

第2 改正の内容

- (1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部改正

- ① 通級による指導の対象となる者として、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者を加え、これらに該当する児童生徒についても通級による指導を行うことができることとする。こと。（改正規則による改正後の学校教育法施行規則（以下「新規則」という。）第73条の21第6号及び第7号関係）
- ② 旧規則第73条の21第2号に規定される情緒障害者については、「障害のある児童生徒の就学について」（平成14年5月27日付け14文科初第291号初等中等教育局長通知）において「一 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」又は「二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」に該当する者を対象としてきたところである。しかし、近年、これらの障害の原因及び指導法が異なることが明らかになってきたことから、上記一に該当する者を「自閉症者」とし、上記二に該当する者を「情緒障害者」として分類を見直すこと。（新規則第73条の21第2号及び第3号関係）
- ③ ①及び②の改正に伴い、旧規則第73条の21各号の規定を整備すること。（新規則第73条の21第4号、第5号及び第8号関係）

- (2) 学校教育法施行規則第73条の21第1項の規定による特別の教育課程について定める件（平成5年文部省告示第7号）の一部改正

通級による指導において行うこととしている障害に応じた特別の指導については、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導及び障害の状態に応じて各教科の内容を

補充するための特別の指導のそれぞれについて授業時数の標準を定めているところであるが、障害の状態に応じて適切な指導及び必要な支援を行う観点から、通級による指導の授業時数の標準としては、これらの指導を合計した年間の授業時数の標準のみを定めることとし、これを年間35単位時間から280単位時間までとすること。

また、新たに通級による指導の対象となる学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、月1単位時間程度の指導も十分な教育的効果が認められる場合があることから、これらの児童生徒に対して通級による指導を行う場合の授業時数の標準については、年間10単位時間から280単位時間までとすること。（改正告示による改正後の学校教育法施行規則第73条の21の規定による特別の教育課程について定める件2関係）

第3 留意事項

- (1) 児童生徒が新規則における通級による指導の対象となる自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当するか否かの判断に当たっての留意事項については、別に通知するものであること。
- (2) 通級による指導においては、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導を行い、特に必要な場合に、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を行うこととする位置づけについては、変更がないこと。

14文科初第291号

平成14年5月27日

各都道府県教育委員会
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学長 殿
国立久里浜養護学校長

文部科学省初等中等教育局長

矢野 重典

障害のある児童生徒の就学について（通知）

社会のノーマライゼーションの進展や教育の地方分権の観点から就学指導の在り方の見直しを行うための学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容については、「学校教育法施行令の一部改正について」（平成14年4月24日付け文科初第148号）をもってお知らせしました。この改正に伴い、障害のある児童生徒の就学する学校の決定及び特殊学級等における教育や指導について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

なお、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」（昭和53年10月6日付け文初特第309号）及び「通級による指導の対象とすることが適当な児童生徒について」（平成5年1月28日付け文初特第278号）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会及び都道府県知事におかれては、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人等に対しても、この趣旨を徹底されるようお願いいたします。

記

- 第1 障害のある児童生徒の就学すべき学校の決定及び障害の判断に当たっての留意事項
- 障害のある児童生徒の就学すべき学校の決定及びその障害の判断に当たっての留意事項は、次に掲げるところによることとし、特に、障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に最もふさわしい教育を行うという視点に立って、教育学、医学、心理学等の

観点から専門家の意見を聴いた上で総合的かつ慎重に行うこと。

1 盲学校、聾学校及び養護学校への就学

(1) 就学の決定

盲者（強度の弱視者を含む。）、聾者（強度の難聴者を含む。）、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で学校教育法施行令第22条の3に規定する盲学校、聾（ろう）学校又は養護学校に就学させるべき障害の程度（以下「就学基準」という。）の児童生徒については、市町村の教育委員会が障害の状態に照らして、小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者（以下「認定就学者」という。）を除き、盲学校、聾学校及び養護学校において教育すること。

なお、その障害の程度が就学基準に該当しない児童生徒については、特殊学級において教育するか又は通常の学級において留意して指導すること。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 盲者（強度の弱視者を含む。）

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

イ 聾者（強度の難聴者を含む。）

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

(3) 認定就学者の認定に当たっての留意事項

今回改正された学校教育法施行令（以下「改正令」という。）により、市町村の教育委員会は、就学基準に該当する障害のある者を認定就学者として小学校又は中学校に就学させることができることとなるが、この者について小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情が認められるかどうかについては以下に留意して適切に判断する必要があること。

障害に対応した学校の施設や設備が整備されていること、指導面で専門性の高い教員が配置されていること等就学のための環境が適切に整備されていることにより、小学校又は中学校に就学できる場合が考えられること。このため、認定就学者の認定に当たっては、障害に応じた適切な就学のための環境が整備されていることについて十分に考慮してその判断を行う必要があること。

特に、2つ以上の障害を併せ有する場合、日常的に医療的ケアを必要とする場合のように、障害の種類、程度等によっては、安全上の配慮や障害に応じた適切な指導の必要があることに十分に留意し、慎重に判断する必要があること。

上記の点を踏まえ、障害の種類、程度等に応じた適切な教育の内容及び方法について専門家の意見や保護者の意見を聴いて、児童生徒にとって最もふさわしい教育を行うという視点に立って適切に判断すること。

2 小学校又は中学校への就学

a 特殊学級

学校教育法第75条第1項及び学校教育法施行規則第73条の18の規定に基づき特殊学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒を対象として適切な教育が行われることが適当であること。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

(1) 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を

必要とする程度のもの

ニ 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

(2) 留意事項

特殊学級の対象とすることが適当な児童生徒の判断に当たっての留意事項は、ア～オについては1(2)と同様であり、また、カ及びキについては、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

b 通級による指導

学校教育法施行規則第73条の2第1項の規定に基づく通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒を対象として適切な指導が行われることが適当であること。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

(1) 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するもので

はない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

エ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(2) 留意事項

通級による指導の対象とすることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は以下のとおりであること。

ア 学校教育法施行規則第73条の21第1項の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成5年文部省告示第7号により別に定められていること。同項の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、盲学校、聾(ろう)学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級(他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級)の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

3 その他

(1) 2つ以上の障害を併せ有する者について

2つ以上の障害を併せ有する者については、その併せ有する障害の種類、程度の軽重等を考慮して最も適切な就学すべき学校の決定等（盲学校、聾（ろう）学校若しくは養護学校に就学させ、又は、特殊学級において教育する等）を行うこと。

(2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

第2 相談支援体制及び就学指導体制の整備

都道府県及び市町村の教育委員会は、障害のある児童生徒に適切な教育を行うため、障害のある児童生徒の障害の判断及び就学先の決定のために以下のような取り組みを行うとともに、教職員が障害のある児童生徒に対する教育に関する理解と認識を深めるための施策及び盲学校、聾学校及び養護学校等における教育についての情報提供が重要であること。

1 相談支援体制の整備

市町村の教育委員会は、福祉、医療等の関係機関と連携を図りながら、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して障害のある幼児児童生徒及び保護者に対して相談や支援を行う体制を整備することが重要であること。また、都道府県教育委員会は、障害のある児童生徒の教育の専門家の巡回指導を行ったり、教育相談の担当者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会の相談支援体制や下記の就学指導体制の整備充実を支援することが適当であること。

2 就学指導体制の整備

(1) 就学指導委員会

改正令に基づき市町村の教育委員会は適切な就学指導を行うため専門家の意見を聴くことが必要となるが、障害の種類、程度等に応じて教育学、医学、心理学等の観点から総合的な判断を行うため、適切な就学指導のための調査・審議機関（以下「就学指導委員会」という。）を今後も設置することが重要であること。

また、都道府県の教育委員会においても盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校における教育内容等について専門的な立場で調査・審議を行う就学指導委員会を設置することが適当であること。

さらに、単に、就学基準に該当することの判断のみならず、認定就学者の認定の判断に当たっても就学指導委員会を設置する等により専門家の意見を聴くことが重

要であること。

教育委員会が就学指導委員会を設置する場合には、以下に掲げることに留意すること。

- ア 障害のある児童生徒等の就学に当たって、特殊学級や通級による指導等について校長に助言を行う役割を担うことが求められること。
- イ 就学指導委員会を単独で設置することが困難な場合には、共同設置や大規模自治体への事務委託等の方法も考えられること。
- ウ 就学指導委員会の構成員は、例えば障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員、医師、児童福祉施設の職員等が考えられるが、教育学、医学、心理学等の観点から総合的な判断を的確に行うために必要な知見を有する者が含まれることが重要であること。

(2) 就学指導に当たっての留意事項

市町村の教育委員会は、障害のある児童生徒の就学に関して、学校の校長との連絡が重要であるとともにその障害に応じた教育内容等について保護者の意見を聴いた上で就学先について総合的な見地から判断することが大切であること。具体的には、就学指導委員会において保護者の意見表明の機会を設ける等の方法が考えられること。

また、教育委員会は就学指導に当たり障害のある児童生徒の教育内容等について専門家の意見を聴く機会を提供する等、保護者に対し情報の提供に努めることが大切であること。

さらに、児童生徒の就学後においても、障害の状態の変化等に応じて適切な教育が行われることが大切であり、学校内の就学指導委員会、教育委員会の就学指導委員会等により、就学指導のフォローアップが適切に行われることが重要であること。

17文科初第1178号

平成18年3月31日

各都道府県教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長

銭 谷 眞 美

通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）

このたび、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の通常の学級に在籍する学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒を、その障害の状態に応じて行われる特別の指導（以下「通級による指導」という。）の対象とすることができること等について、学校教育法施行規則の一部改正等を行い、その改正等の趣旨、内容及び留意事項について、「学校教育法施行規則の一部改正等について」（平成18年3月31日付け17文科初第1177号初等中等教育局長通知）をもってお知らせしたところです。

この改正に伴い、児童生徒が通級による指導の対象となる自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当するか否かの判断に当たって留意すべき点等は下記のとおりですので、十分御了知の上、遺漏のないようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人に対して、このことを十分周知されるようお願いいたします。

記

学校教育法施行規則第73条の21の規定に基づく通級による指導は、「障害のある児童生徒の就学について」（平成14年5月27日付け14文科初第291号初等中等教育局長通知）（以下「291号通知」という。）に掲げる者に加え、学習障害者及び注意欠陥多動性

障害者についても対象とするとともに、通級による指導の対象となる情緒障害者については、これまで、291号通知においてその障害の程度を「一 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」又は、「二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」として示してきたところであるが、今般、上記一を自閉症者と、上記二を情緒障害者として整理することとしたこと。

自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者については、それぞれ以下の(1)の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒を対象として適切な指導が行われることが適当であること。また、これらの児童生徒を含め、通級による指導を行うに際しての留意事項については、以下の(2)のとおりであること。

なお、291号通知の記の第1の2のbの(1)の「イ 情緒障害者」は廃止し、これに該当する障害の種類及び程度については、以下の(1)の「ア 自閉症者」又は「イ 情緒障害者」に該当するものとする。

また、通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、保護者の意見を聴いた上で、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき、教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

(1) 障害の種類及び程度

ア 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(2) 留意事項

通級による指導を行うに際しての留意事項は以下のとおり。

- ア 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知又は291号通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。
- イ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、文部科学省の委嘱事業である特別支援教育体制推進事業等により各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。
- ウ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。
- エ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

(3) その他

情緒障害者を対象とする特殊学級については、今後、文部科学省においてその在り方について検討を進めることとしていること。

参考図書

「改訂版 通級による指導の手引 解説とQ&A」
文部科学省 編著（第一法規株式会社）